



児童虐待・DVを許さない社会を目指しましょう

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン、11月12日から25日までは女性に対する暴力をなくす運動週間です。どんな理由があっても暴力は許されません。暴力を許さないためには、未然の防止と早期の対応が必要です。



児童虐待とは

児童虐待行為は、保護者がそのこどもに対して行う虐待行為で、次の4つに分類されます。

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く など

性的虐待

こどもへの性的行為 など

心理的虐待

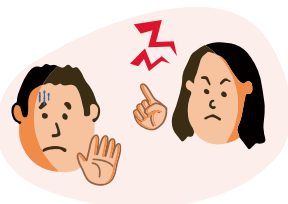
こどもの目の前で家族に対して暴力をふるう、暴言 など

ネグレクト

車の中に放置する、食事を与えない など

DV(ドメスティックバイオレンス)とは

DVという用語に明確な定義はありませんが、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多く、次の4つに分けられます。



身体的暴力

殴る、蹴る、髪を引っ張る、首を絞める など

精神的暴力

無視する、大声で怒鳴る、家族や友人との付き合いを制限する など

経済的暴力

生活費を渡さない、外で働くことを妨害するなど

性的暴力

嫌がっているのに性的行為を強要する、中絶を強要する など

啓発事業を行います

児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」ツリーの展示や啓発物品の配布を行います。

児童虐待・DV防止啓発

と き 11月4日(火)～28日(金)
ところ 市役所本館1階

DV防止啓発物品の配布

と き 11月12日(水)10時～11時
ところ イオンモール鈴鹿

1人で悩まずご相談ください

相談先	電話番号
こども家庭支援課	☎382-9140 平日8時30分～17時15分
鈴鹿児童相談所	☎382-9794 平日8時30分～17時15分
三重県女性相談支援センター (三重県配偶者暴力相談支援センター)	☎059-231-5600 月・火・木・金曜日 (9時～17時)、水曜日(9時～20時) ※祝・休日、年末年始を除く
鈴鹿警察署	☎380-0110 【代表】

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

いち はや く
189

虐待かもしれないと思ったらすぐに189(24時間受付)に電話をしてください。また、DVの場合も相談機関へ連絡してください。